

陳情文書表

令和7年第2回神奈川県議会定例会

令和7年6月26日

陳情番号	70	付議年月日	7. 6. 17
件名	消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市神奈川区二ツ谷町1-1-1 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉 田 剛		
<p>【陳情の理由】</p> <p>エネルギー価格や原材料費などの高騰が長期化し、人財不足が深刻化する中で、地域の中小零細企業や中小業者、フリーランスといった小規模事業者の経営環境は一層の厳しさを増しています。</p> <p>帝国データバンク横浜支店の調査（2025年1月29日発表）によると、2024年1-12月に発生した神奈川県内企業の休廃業・解散動向は、①休廃業・解散は4416件、前年比21.7%増。休廃業・解散率は5.86%で東京都（7.71%）に次いで高い水準、②「黒字」休廃業の割合は前年比1.4pt減の47.4%。「資産超過」休廃業の割合も前年比4.5pt減の56.9%、③休廃業企業の経営者年齢は平均72.8才で前年0.3歳上回る状況になっています。県内事業者や地場産業を活性化するには、税制の見直しとともに直接支援が必要と考えています。</p> <p>2023年10月に適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されました。この制度の下では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができません。そのため、主に小規模事業者や個人事業主である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きを押し付けられています。取引を徐々に減らされるといった不利益を被る事態も生じています。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、これまで必要のなかった納税とそのための実務という二重の負担を負うことになっています。</p> <p>制度導入からすでに2回の確定申告が実施されましたが、小規模事業者からは、減収や税負担の増加によって経営状況が悪化し、廃業を考えざるを得ないとの切実な声が上がっています。このままでは地域経済の落ち込みがさらに深刻化する恐れがあります。</p> <p>このような状況をふまえ、埼玉県議会では昨年12月20日の本会議で、自民党埼玉県議団が提出したインボイス廃止を国に求める意見書が採択されています。自民党埼玉県議団の政務調査会長は、「県内の中小業者からインボイス制度で過大な事務負担が課せられ、新たな税負担も重いとの切実な声が寄せられている。経過措置がなくなれば事業継続が困難になるとの声も聞く。意見書は、こうした切実な現場の声を国に上げるものだ」と語っています。</p> <p>小規模事業者の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えれば、インボイス制度そのものを廃止することが最善策であると言わざるを得ません。</p> <p>以上の点から、神奈川県議会において、事業者に過度な負担を課す消費税のインボイス制度を早急に廃止するよう、国に対し意見書を提出することを陳情します。</p> <p>【陳情の要旨】</p> <p>国に対し、消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書を提出すること。</p>			

陳情番号	71	付議年月日	7.6.17
件名	消費税率を5%以下に引き下げをを求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市神奈川区二ツ谷町1-1-1 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉田 剛		
<p>【陳情の理由】</p> <p>エネルギー価格や原材料費などの高騰が長期化し、人財不足が深刻化する中で、地域の中小零細企業や中小業者、フリーランスといった小規模事業者の経営環境は一層の厳しさを増しています。</p> <p>帝国データバンク横浜支店の調査（2025年1月29日発表）によると、2024年1-12月に発生した神奈川県内企業の休廃業・解散動向は、①休廃業・解散は4416件、前年比21.7%増。休廃業・解散率は5.86%で東京都（7.71%）に次いで高い水準、②「黒字」休廃業の割合は前年比1.4pt減の47.4%。「資産超過」休廃業の割合も前年比4.5pt減の56.9%、③休廃業企業の経営者年齢は平均72.8才で前年0.3歳上回る状況になっています。県内事業者や地場産業を活性化するには、税制の見直しとともに直接支援が必要と考えています。</p> <p>政府は、社会保障のためと繰り返し説明し消費税率を引き上げてきましたが、医療や介護、年金、教育のどれも国民負担は増えるばかりです。凍結こそされましたが、政府は、がんや難病と闘う患者らの命綱である高額療養費の引き上げを打ち出し、国民的な大きな批判を受けることになりました。また、自宅介護に不可欠な訪問介護事業所への診療報酬の引き下げにより、廃業が急増する事態が広がっています。2024年秋に実施された総選挙では、消費税の減税を訴えて当選した野党の国会議員が増え、与党が過半数割れとなる事態が生じましたが、これは、税金の取り方・使い方について、国民がいかにも不信や不満を高めているかを示した結果と言えます。</p> <p>世界では、110の国と地域が消費税にあたる付加価値税を減税し、国民の生活と中小業者の生業を守ろうとしています。欧州の国々では、食料品がゼロ%に引き下げられており、台湾は2024年4月に発生した大地震後、事業者の付加価値税の負担を軽減する措置をとっています。大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば、消費税の減税・廃止のための財源は生まれると試算している税の専門家もいます。近代税制の基本である応能負担の原則に即した税金の集め方に切り替えていくことが今もっとも必要です。</p> <p>以上の点から、神奈川県議会において、消費税を早急に5%以下に引き下げよう、国に対し意見書を提出することを陳情します。</p> <p>【陳情の要旨】</p> <p>国に対し、消費税率を5%以下に引き下げをを求める意見書を提出すること。</p>			

陳情番号	72	付議年月日	7 . 6 . 23
件名	奨学金の返還を支援する制度について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	横浜市神奈川区三枚町542-10 教育を良くする神奈川県民の会 代表 小山和伸		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>優れた人材が教育職に就くように学生の教育職への魅力を高めるため、在学中に貸与された奨学金の返還を支援する制度を導入していただきたい。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>教育は国家の根幹であり国家百年の大計です。特に、我が国のように資源が乏しい国では、国家の発展を支える原動力は人です。「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成」という教育基本法が定める目標を達成するには教育の質の向上が不可欠です。</p> <p>教育の質は教師によって左右されます。教師はわが国の将来を担う国民を育成するという崇高な使命を担っており、優れた人材を確保するためには、教育職に魅力がなければなりません。一方、教師に期待される業務が多岐にわたり、長時間勤務が常態化して教職調整額では補いきれない実態もあり、加えて、大量退職・大量採用を背景に教師の採用倍率は大幅に低下し、教師の不足は深刻な事態となっております。</p> <p>こうした状況下で、地方自治体によっては、教師の奨学金返還を支援する制度を導入しつつあります。東京都では本年度より、大学卒業後に都内で教員や自治体の技術職員として就職した場合、奨学金返還額の半分を肩代わりする制度を始めました。また川崎市では、小学校や中学・高校の教員採用試験の成績上位者を対象に、最高で200万円の奨学金の返還を支援する制度を始めました。</p> <p>教育職の奨学金については過去に返還免除制度がありましたが、教員の採用倍率の改善や奨学金に充てる資金の効率的運用などを理由に、平成10年～15年に廃止になった経緯があります。しかし、取り巻く環境は当時と全く変わりました。つきましては、優れた人材が教育職に就くように学生の教育職への魅力を高めるため、在学中に貸与された奨学金の返還を支援する制度を導入するよう陳情致します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	73	付議年月日	7. 6. 23
件名	神奈川県ของセーフティネット再構築を強く要請する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
<p>I. 陳情の要旨</p> <p>2026年4月1日に「県立中井やまゆり園の定員縮小を伴う地方独立行政法人化」が決定されましたが、これでは障害当事者と家族にとっての過酷な生活は改善されません。</p> <p>現在でも、民間施設を含め、希望しても施設入所できず、短期入所も利用日数制限などが強制され、ご本人や家族が望む生活とならず、苦しい状況が続く事態となっています。この状況が継続すれば、第2の「長生村事件」が今度は神奈川県内で発生します。県民の命が危険に晒されかねない状況なのです。</p> <p>神奈川県は、2000年に「強度行動障害対策の中核、且つ県西地域の拠点施設」として中井やまゆり園を再整備し、地域の発達障害支援センターとして「かながわエース」を設置しました。また、各障害保健福祉圏域の核として県立施設を位置付け、地域の長期・短期の入所希望に応じて、地域のセーフティネットを確立してきました。</p> <p>しかし、その後、県立障害者支援施設の民間委託・移譲が続き、県立施設の長期・短期の入所停止により、確立された地域のセーフティネット体制が崩壊する事態となっています。</p> <p>障がい当事者と家族を犠牲にしてはなりません。「長生村事件」は神奈川県ของ事件です。二度と起こさせないためには、現在の「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を抜本的に見直し、地域の実態とニーズをふまえた県施策の抜本的な方向転換と拡充が必要です。</p> <p>私たちは、すでに2つの陳情をお願いしていますが、併せて次のことを強く要請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム」の最終報告、及び「障害者支援施設やグループホームの利用を希望する方の実態調査」の最終集計結果の速やかな公表を県に求めてください。そして、それが県内の実態を正確に反映したものであるかどうかを十分に検討の上で、今期基本計画の前提となっているニーズ把握を見直し、今後の県の障がい福祉関連施策を再検討してください。 2. 中井やまゆり園、愛名やまゆり園、三浦しらとり園、厚木精華園の入所定員（短期を含む）を当面は維持し、各障害保健福祉圏域に位置付け直して、今後の地域サービス基盤整備の状況を考慮しながら縮小を検討してください。 3. 再整備の時期を迎える民間入所施設への改修・改築費用を助成してください。 4. 民間入所施設やグループホームが「強い行動障害」の状態にある利用者を受け入れた場合の助成を拡充し、かつ長期的にしてください。 5. 廃止された「強度行動障害対策事業」の代替策を早急に具体化し、「かながわエース」が果たす役割を明確にして、支援力量がある職員を配置してください。 			

II. 陳情の理由

1. 「検証チーム」中間報告では、県立施設の新規入所受入れ停止との関連性が不問となっていますが、3月12日の千葉地裁判決では、「施設にも事情があっただろうが・・・」と指摘されています。また、2月に公表された「実態調査」中間集計では、県内人口の2/3を占める政令市や中核市を除いた数値にも関わらず、延べ392人いることが明らかになりました。基本計画とは大きく乖離していますが、県外利用や「ロングショート」の実態は依然として不明なままです。

このまま放置しておいてよい事態ではありません。また、居宅生活を維持するために短期入所希望が多く、2日とか3日だけ利用可というような利用制限がかけられています。障がい当事者と家族に大きな負荷がかかる事態が続いているのです。

2. 県西では中井やまゆり園、県央では愛名やまゆり園を定期的に短期利用していた人たちが、両園が利用制限しているために、横浜市内の施設に申込が殺到している実態があります。障害保健福祉圏域システムの再構築が必要です。

3. 多くの民間施設が老朽化して、建替え・再整備の時期を迎えています。個室化などの対応も必要です。そのために、新規入所を受入れる余裕がない状況となっているので、県立施設の定数減をカバーすることは困難であり、その面でも現在の定数維持が重要なのです。

4. 民間福祉事業所が「強い行動障害」の状態にある利用者を受け入れた場合、設備改善や手厚い職員配置なしには不可能です。「強い行動障害」ケースは今後も増えると想定されますし、入所施設からの地域生活移行を進めるためにも、助成の拡充が重要です。また、今のよう有期限では不十分であり、運営の安定化には長期的助成が欠かせません。

5. 県は「強度行動障害対策事業」の代替策を具体化することが今もできていません。

同事業を担える専門的なスキルを持った職員の養成を軽視して、事業を充実させてこなかったことが、中井やまゆり園問題の重要な要因の一つです。今からでも遅くありません。「かながわエース」の組織・機能・人材を拡充してください。

陳情番号	74	付議年月日	7.6.24
件名	神奈川県議会防災警察常任委員会及び県警本部に説明等を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	平塚市見附町12の6 須藤信男		
<p>①委員会は審査をし、不了承の通知を出した。 何の根拠があって、不了承としたのか、説明を求める。</p> <p>②私は4回県警本部に報告している 情報公開で記録を出してもらいました。 次長、課長の判が押してある。本部長に説明を求める。</p> <p>私は二回この委員会で、県警本部、及び、本部長「和田薫」総務部長が、事件を隠ぺいしている事を報告している。委員会は、審査をし、不了承の通知を出した。何の根拠があって、不了承としたのか、説明を求める。私の事件は、米村議員、佐藤議員に報告しているが、委員会で、質問もしないし、何の対応もしない。委員として、失格ではないのか、私は4回県警本部に報告している。情報公開で、記録を出してもらいました。課長、次長の判が押してあります。次長、課長は何をしたのか、隠ぺいか、本部長に説明を求める。</p> <p>私の件、及び臨港警察署の対応について、6月19日（内線2012）秘書係長、清水正勝に「本部長」が不正をしている事を伝える様、電話をかけた。臨港警察署のストーカー事件は9回もを報告を受けていて、何も対応をしない。私の件とまったく同じだ、警察署が不正をしていて、本部長が隠ぺいしている。</p> <p>半年たっているストーカー事件は、テレビで報道されて、いる。</p> <p>本部長は毎日、何の仕事をしているのか、本部長の自覚はあるのか、はづかしくはないのか、この委員会は県警と馴れ合いなのか、質問だけではだめです、その後の調査が大事だと思います。</p>			

陳情番号	75	付議年月日	7 . 6 . 24
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出 井 健三郎		
<p><陳情の要旨></p> <p>職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。</p> <p><陳情理由></p> <p>全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会81カ所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択されております。</p> <p>神奈川県各市町村では「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が、南足柄市、綾瀬市、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町、真鶴町、松田町で採択、趣旨了承されました。逗子市、愛川町、藤沢市、鎌倉市は「実態調査を求める陳情」を提出し採択して頂きました。</p> <p>さらに神奈川県では、2003年3月に川崎市が実態調査、2023年以降は南足柄市、大磯町、寒川町、真鶴町、逗子市が調査し改善へと大きく舵を切りました。</p> <p>私たちは、2023年8月に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」として陳情を提出しましたが、審議は継続のままとなり、実態調査すら実施されていない状況が続いています。</p> <p>そのため、庁舎内における政党機関紙の購読勧誘が、議員による職員への心理的圧力やハラスメントにつながる懸念があるにもかかわらず、それに対する具体的な対策は講じられておりません。</p> <p>もとより、職場におけるハラスメント防止の重要性に異論を唱える政党・会派・議員はいないと信じます。にもかかわらず、問題の放置が続いていることは極めて遺憾であり、議会として対応すべき課題であると考えます。</p> <p>そこで私たちは、団体名称を「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」に改め、先の陳情は取り下げるとともに実態調査を早急にすることを求めるため、新たに陳情を出すことにしました。</p>			

「庁舎内の勧誘行為に伴う職員の感じ方」に関しては、各自治体で先駆けて実態調査が完了しており、参考になるかと思えます。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっています。アンケートでは、職員の自由記述欄を設けた自治体もあり、職員の率直な声をぜひご確認ください（宇都宮市、霧島市等）。多くのケースで「職員が自分の意志に反して、断れずに購読した」という実態があります。購読中の職員においても「やめたいが、言い出せない」という状況が今も継続しています。アンケート調査の具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です」とあります。

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、議員本人の意図に関わらず、「心理的圧力が伴っている」現状があります。その意味で、職員にとっては、庁舎内で自分の意志に反して購読する事自体が、精神的、経済的負担がかかるパワーハラスメント行為といえるのではないのでしょうか。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。神奈川県議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘・購読・集金に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握を求めます。